

議員提出議案第 1 2 号

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 1 2 月 1 4 日提出

提出者	さいたま市議会議員	山 崎 章
	同	青 柳 伸 二
賛成者	さいたま市議会議員	我 妻 京 子
	同	加 川 義 光
	同	神 田 義 行
	同	戸 島 義 子
	同	鳥 海 敏 行
	同	斉 藤 真 起

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議員報酬) 第 2 条 議長等の議員報酬の額は、次に掲げるとおりとする。 議長 月額 <u>7 2 8 , 0 0 0 円</u> 副議長 月額 <u>6 6 4 , 0 0 0 円</u> 議員 月額 <u>6 2 1 , 0 0 0 円</u>	(議員報酬) 第 2 条 議長等の議員報酬の額は、次に掲げるとおりとする。 議長 月額 <u>9 7 7 , 0 0 0 円</u> 副議長 月額 <u>8 7 3 , 0 0 0 円</u> 議員 月額 <u>8 0 7 , 0 0 0 円</u>

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。